

鳥取市入札等審査委員会設置要綱

平成16年2月17日制定

最終改正 平成29年1月18日

(趣旨)

第1条 本要綱は、鳥取市が発注する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）について透明性、客観性を確保し、入札及び契約手続の適正な執行を図るために設置する鳥取市入札等審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 工事等の入札及び契約手続に関することを審議し、意見具申を行うこと。
- (2) 談合情報の調査結果について審議すること。
- (3) その他、市長が必要と認める工事等に関連する事項について審議し、意見具申を行うこと。

(委員会及び委員長)

第3条 委員会は、委員7人で組織する。

- 2 委員は、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合において委嘱された後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と

する。

2 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある第2条に掲げる事務に係る議事に加わることができない。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、委員長又は委員の半数以上が必要があると認めるときは、非公開するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部検査契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年2月17日から施行する。

2 平成29年1月18日以降、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月24日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。